

## 第8問

Xは、2009年12月5日午後3時頃、友人Yと通行中にAとすれ違った際、Aの肩とXの肩が触れたことから、これに憤慨し、暴力団員を装い、「どこの組の者や」、「よくもやってくれたな」などと言いながら、Aを手拳で殴打し、これにより加療約2週間を要する傷害を負わせた。この時、AはXを暴力団員と思い込み、極度に畏怖しており、ほとんど抵抗できない状態に陥っていた。Yについては、特に加勢をするわけでもなく、ただ傍観していた。

Xは、Aがまったく抵抗する気配がないことから、これに乗じて金品を奪おうと考え、「おとなしく金を出しな」と言った。Aは、少しでも反抗すれば更なる暴行を加えられる、あるいは近くで見ているYに仲間を呼ばれるかもしれないと考え、やはり抵抗できないまま、所持していた財布から現金2万円をXに渡した。Xはこれを受け取り、Yとともに逃走した。

Yと別れた後、これに気を良くしたXは、さらに通行人を相手に強盗をしようと計画し、店頭でナイフを購入し、同日午後9時頃、人気のない道を選び、そこを通りがかったBに対し、ナイフを突き付け「静かにしろ」「金を出せ」等と言って詰め寄った。Bは、驚きはしたものの、むしろXが憐れになり、かかる憐憫の情から、所持していた腕時計と、財布から現金1万円を渡した。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：大阪高裁 平成元年3月3日